

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二四

○特定計量器の定期検査を実施する件 二四

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二四

○介護老人保健施設の開設を許可した件 二四

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 二四

告 示

福島県告示第二百九十号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年四月一日救急病院として認定した。
 平成二十年四月八日

名称
県立南会津病院

所在地
南会津郡南会津町永田字風下一
四一

福島県知事 佐藤 雄平
 認定有効期限
 平成二三年三月三十一日

(医療看護課)

○医療計画を定める件 二四

○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 二四

福島県病院局

○平成二十年年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 二四

正 誤

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十号中
 ○平成二十年三月二十八日付け号外第二十二号中
 ○平成二十年四月一日付け定例第九百六十六号中 二四

福島県告示第二百九十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十年四月八日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

福島県知事 佐藤 雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	五月八日 午前一〇時から 同一一時三〇分まで	木幡住民センター 太田住民センター
		同 午後一時三〇分から 同三時まで	 東和文化センター
		五月九日 午前一〇時から 午後三時まで	 旭住民センター
		五月一三日 午前一〇時から 同一一時三〇分まで	 新殿住民センター
		同 午後一時三〇分から 同三時まで	 二本松市岩代支所
		五月一四日 午前一〇時から 同一一時三〇分まで	 二本松市安達支所
		五月一五日 午前一〇時から 午後三時まで	 二本松市安達支所
		五月二〇日	あだたら体育館

右に掲げる市村	本宮市	安達郡大玉村								
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	五月二九日から六月二七日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）	五月二八日 午前一〇時から 午後三時まで	五月二七日 午後一時三〇分 同三時まで	五月二七日 午前一〇時から 同三時まで	五月二三日 午前一〇時から 午後三時まで	五月二二日 午前一〇時から 午後三時まで	同 午後一時三〇分 同三時まで	五月二二日 午前一〇時から 同三時まで	同 午後一時三〇分 同三時まで	同 午後一時三〇分 同三時まで
所	福島県計量検定所	本宮市役所	本宮市役所白沢総合支所	大玉村役場	同	二本松住民センター	大平住民センター	石井住民センター	杉田住民センター	

午前一〇時から 午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
二本松市、本宮市及び安達郡大玉村	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

公 告

公告第七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年四月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年三月二十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人よつば
- 三 代表者の氏名
五十嵐 裕治
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市鳥谷野字二ツ石十一番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、その能力及び適性に応じ自立した日常生活または社会生活が営めるよう、就労支援及び福祉サービスに関する事業を行い、すべての人が地域で共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人

保健施設の開設を次のとおり許可した。
平成二十年四月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設佳勝園	いわき市金山町月見台一三四一	社会福祉法人愛誠会	いわき市植田町堂ノ作四九番地の二二	平成二〇年四月一日

(高齢福祉課)

公告第百八十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年四月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ココ	会津若松市門田町大字徳久字竹之元五六五一	特定非営利活動法人自立援助セン	福島県会津若松市一箕町大字八角字中村東六七一六	平成二〇年四月一日	共同生活介護 共同生活援助	知的障害者
あけぼの荘	喜多方市松山町鳥見山字柳原道下四九六一一	医療法人昨雲会	同 県喜多方市松山町村松字北原三六三四一	同	共同生活援助	精神障害者
あいなみあいづ	南会津郡下郷町大字中	特定非営利活動	同 県南会津郡下郷町	平成二〇年四月二〇日	居宅介護	身体障害者 知的障害者

ケアセ ンター	妻字大百刈 六八一二	動法人 アイ・ ワイ	大字中妻字 大百刈六八 一二	障害児 精神障害者
------------	---------------	------------------	----------------------	--------------

(障がい福祉課)

公告第百八十一号

医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三十の四第一項の規定により、医療計画を定めたので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年四月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(医療看護課)

公告第百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十年四月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
大黒屋 いわき市平字中町十五
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一万千六百八十八平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十三年五月二十一日
- 五 届出年月日
平成二十年三月二十六日
- 六 届出をした者
アルファクラブ株式会社

(商業まちづくり課)

福島県病院局

公告第6号

平成20年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年 4月 8日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規程による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護 15名程度
助産 2名程度
- 3 試験期日
平成20年 5月11日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成20年 4月 8日（火）から同年 5月 1日（木）まで
受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課（福島市中町 8番 2号 電話（024）521-7226）
（病院総務課）
- 5

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十号中

五	上	十三	国際海事機関	国際海事機麗
---	---	----	--------	--------

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十二号中

三	上	一〇	基準議決権数	基準議決権数
三	下	後ろか ら九	第91条第5項	第91条第5頁
四	上	後ろか ら一	漁業協同組合等	漁業共同組合等

○平成二十年四月一日付け定例第九百六十六号中

一一三〇	上	三	主要な部分	主要な部部
------	---	---	-------	-------